

熊本県公報

号外 第 24 号
平成 15 年 5 月 2 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項
.....(家庭福祉課) 1

告 示

熊本県告示第 483 号の 2

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 15 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項（平成 4 年熊本県告示第 261 号の 14）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「、法第 10 条第 1 項各号」を「、法第 13 条第 1 項各号」に、「法第 19 条の 2
第 1 項」を「法第 32 条第 1 項」に、「準用する法第 10 条第 1 項各号」を「準用する法第
13 条第 1 項各号」に改める。

第 2 条第 1 項中「法第 10 条第 1 項」を「法第 13 条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「戸
籍謄本」の次に「(申請者が児童本人である場合にあつては、申請者及びその者を扶養し
ている者の戸籍謄本)」を加え、同項第 2 号中「申請者が」の前に「申請者が児童本人で
ある場合にあつては申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票、」を加え、
「場合は、外国人登録証明書」を「場合にあつては外国人登録証明書」に改め、同項中第
7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「状況調べ」の次に「(申請者が児
童本人の場合にあつては、申請者及びその者を扶養している者の家計の状況を記載したも
の)」を加え、同号を第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第
2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 申請者が児童本人である場合にあつては、法定代理人の貸付同意書

第 3 条中「法第 11 条」を「法第 14 条」に改める。

第 4 条第 1 項中「2 人以上」を「1 人以上」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「受ける場合」の次に「(申請者が児童本人である場合を除く。）」
を加える。

第 11 条中「法第 10 条第 3 項」を「法第 13 条第 3 項」に改める。

第 13 条第 4 号中「法第 11 条」を「法第 14 条」に改める。

第 15 条第 1 項中「世帯全員の住民票」の次に「(その者が児童本人の場合にあつては、
その者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票)」を加える。

第 18 条第 1 項中「政令第 11 条」を「政令第 12 条」に改める。

第 20 条中「政令第 7 条」を「政令第 8 条」に改める。

第 21 条第 1 項中「政令第 7 条第 5 項」を「政令第 8 条第 5 項」に改める。

第 22 条第 1 号及び第 2 号中「2 倍」を「3 倍」に改め、同条第 3 号中「2 倍」を「3 倍」
に改め、「期間内」の次に「(貸付けを受けた期間の 3 倍が 6 年を超える場合は、6 年以内)」
を加える。

第 24 条第 1 項中「政令第 18 条第 1 項」を「政令第 19 条第 1 項」に改め、同項第 1 号中
「政令第 18 条第 1 項第 1 号」を「政令第 19 条第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「政
令第 18 条第 1 項第 2 号」を「政令第 19 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 27 条中「政令第 7 条第 3 項」を「政令第 8 条第 3 項」に改める。

第 28 条第 1 項中「政令第 16 条ただし書」を「政令第 17 条ただし書」に改める。

第 29 条中「政令第 15 条」を「政令第 16 条」に改める。

第 30 条中「法第 12 条」を「法第 15 条」に改める。

第 33 条の表を次のように改める。

第 2 条第 1 項	法第 13 条第 1 項	法第 32 条第 1 項において準用する法 第 13 条第 1 項
	母子福祉資金	寡婦福祉資金